

公益財団法人 連合総合生活開発研究所 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 連合総合生活開発研究所（以下「本財団」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。

(会費)

第3条 賛助会費は年額とし、個人会員1万円、団体会員1万5千円とする。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

(賛助会費の使途)

第5条 第3条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(便宜)

第6条 賛助会員は、本財団から次の便宜を受けることができる。

- (1) D I O（毎月1回発行）の無料購読。
- (2) 本財団発行の、各種報告書の無償配布。
- (3) 本財団の開催する研究報告会、セミナーなどへの参加。
- (4) 本財団の提供するその他の便宜。

(会員の資格喪失)

第7条 賛助会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 賛助会員は、本財団に通知することにより、いつでも退会することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、1998年12月9日から施行する。

この規程の一部改正は、2002年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2008年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2011年4月1日から施行する。

(公益財団法人連合総合生活開発研究所の設立の登記の日)

財団法人連合総合生活開発研究所の寄附行為第35条で規定する賛助会員であった者の地位は、本規程による賛助会員として継承されるものとする。

この規程の一部改正は、2011年9月16日から施行する。

この規程の一部改正は、2012年9月21日から施行する。